

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成27年12月17日（第8日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成27年第4回平泉町議会定例会第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

議事日程については、お手元に配付のとおり、この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の会議に入ります。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査申出書をお伝えいたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）高齢化社会に向けた対応策について、（2）人口減少と定住策について、（3）教育環境の整備について。

以上3点について継続調査を申し入れます。

議 長（佐々木雄一君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

それでは、閉会中の継続調査申し出をいたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、（1）社会基盤施設について、（2）農業振興策について、（3）観光振興策について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第3、請願第4号、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願及び日程第4、請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

請願審査の報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願第4号、件名、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願。審査の結果、採択すべきもの。

請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願。審査の結果、採択すべきものというふうに決定しましたので報告いたします。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから請願第4号、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願の質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この請願に対して、私はどうも、これの文章にあります、戦闘地域での兵たん活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動というふうなことがうたってございます。私、いろんなものを今回の議論で調べたところによると、こういったことは後方支援活動には入っていない部分に私は解釈しております。

その他もろもろございますけれども、さらにはこの強行採決という言葉、これはどういうものかということで定義付けを探したけれども、なかなか見つかってこないということで、これは一部ではマスコミがつくり上げた言葉であると。日本の1本の法律を成立させるためには、大体80時間ぐらいの時間をとっていると。今回は110時間程の議論を尽くしたと。でも1本当たりになると、今回は大体10から11の法案を一つにまとめて安全保障というような形で一括で出されていると。そうすると、1本あたりの時間が非常に、それでも一般の成立する時間よりも長くといった。平均するとあと4、50時間あればいいのだけれども、果たしてそれで、本数から割りますとあと5、60時間必要だというふうな議論もございますけれども、このまま50時間続けても、最初から大綱的な議案というようなことから考えると、これ以上議論を尽くしても平行線のままだというようなこと、そして現在の海外情勢、近隣情勢を勘案したときには、一日も早く成立して、みんなの仲間入り、同盟国の仲間入りをすべきだと、こういうふうに私は考えて、これは反対だと思います。

議長（佐々木雄一君）

高橋幸喜議員、質疑ですか。今のは質疑ではないように思いますが。

6番（高橋幸喜君）

すみません。反対討論のほうに回ってしまいました。

では、その辺をお聞きいたします。

後方支援活動で毒ガス兵器と劣化ウラン弾、これは実際は輸送できるのですか、私はできると思いませんけれども、その辺をお聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

休憩といたします。

---

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

---

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

高橋幸喜議員のただいまの発言は、討論部分が大多数ですので、討論のところでご発言願います。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

6番、高橋幸喜は、今回出されましたこの請願に対して反対の意見を述べさせていただきます。

今や経済活動もグローバルに展開しなければ生きられない時代になりました。TPPの問題が出たのもこのグローバル経済社会が生み出した典型的なものと私は考えております。しかも、近場の海外は日帰りで出かけられる昨今、平成23年10月現在で海外に在留している日本人の数は111万8,000人と外務省領事館から発表されております。しかも、毎年1%から3%の伸び率であります。うち女性は48%で、男性の人数を上回る勢いと報道されております。この数字は3カ月以上の滞在者の数字であり、短期期間滞在者を含めるとその数字はさらに倍増します。

そのような世界環境、自国の防衛や海外在留邦人を守り、安心して生活できる環境づくりを構築するためにも、同盟国や国際連合と足並みを揃え、共通の認識とルールに基づき、共に助け合いの精神を持たなければ、一国での防衛では不可能である時代と考えます。憲法9条を変えたわけではなく、歴代内閣の都合のよい解釈により変えながら貢献も行ってきました。2項を明確に、しかも同盟国などと足並みを揃えるための内容と解釈しております。特に個別的自衛権と集団的自衛権の境目の区別の議論が噛み合わなかったということは思っておりますが、武力行使をするためには安全装置が働くような仕組みになっていると私は思います。

近年、フィリピンの米軍基地撤回後に始まった中国による南シナ海の埋め立て問題、日本の領土であるロシアの北方領土への投資優遇税制による開発問題や、さらには沖縄は以前中国の領土だったとする発言など、日本を取り巻く環境が一段と厳しい昨今であります。この法により、抑止力の増大につながると私は考えます。

憲法9条のような戦争放棄、侵略戦争、武力行使の禁止など平和主義的条項を1項目でも掲げた憲法のある国は188カ国中158カ国あると言われております。戦後70年、戦争がなかったのは憲

法9条があったからだろうか。この法案は戦争をはじめる法案と言う方もおりますが、逆に戦争を防ぐ法案だと私は解釈しています。人間は幸せであればあるほど不幸になることに備える準備をしなければなりません。本町も近年は大きな災害はない。だからこそそのときに備えるための準備が必要と同じこと。いわゆる備えあれば憂いなし。戦後70年、日本は戦争を一度も行っていない。だからこそ不測の事態に備えた同盟国と足並みを揃えることが大切と考えます。多くの国で日本の法案に賛意を表しております。反対なのは中国と韓国だけであると記憶しております。なぜでしょう。

よって、本請願に対して私は反対するものであります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

次に、賛成の意見の発言ございますか。

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

それでは、本案の採択賛成の立場から発言を行います。

今回、9月の参議院本会議で成立したこの法案は、新しくつくられる国際平和支援法案と、それから自衛隊法改正案など10の法案の改正案を一つにまとめた平和安全法制整備法案からなっております。この11本の法案の中身を見てみますと、大きく変えられた部分がございます。それは、集団的自衛権を認める、自衛隊の活動範囲や使用できる武器を拡大する、有事の際に自衛隊を派遣するまでの国会議論の時間を短縮する、在外邦人救出や米艦防護を可能にする、武器使用基準を緩和する、こういった大きな要件が変わってきたわけです。

戦後日本は、さきの大戦の教訓から、1946年に世界に誇る平和憲法を制定しました。米ソ冷戦、湾岸戦争、アメリカの同時多発テロの発生から、1954年、自衛隊の成立、1992年、PKO協力法、周辺事態法、そして2001年のテロ特措法と続いてきました。その中でも、自衛隊の任務はあくまでも人道支援という形で、内外に貢献してまいったと認識しております。そして、今年の集団的自衛権の行使可能に至ったところでもあります。

戦後政治の大転換と言われる今回の法律制定は、安全保障政策が大きく変わることとなります。国のあり方が大きく変わる今回の法律は、国民に正しく理解されているとは言えません。国会において十分な審議が尽くされていないにもかかわらず、成立したことに不安を感じている人は多いと考えます。世論の調査でも、メディアの中に、NHK、朝日、読売、産経、毎日、日経などの大手メディアが行った世論調査で賛成が反対を上回ったものはありませんでした。国会審議中、たくさんの女性、母親がこの法案に反対して声を上げました。命を生み出す女性たちは、次の世代に平和な社会を手渡さなければならないからです。

今、世界は、フランスの同時多発テロなど、頻発するテロにおびえています。日本も例外ではありません。やられたらやり返す報復の連鎖は、決して解決には至りません。

900年前、初代清衡公は、多くの戦いの中から傷ついた全ての万物を救うために、仏様の心による国づくりを行い、その浄土思想、平和理念は今現在の平泉の私たちにも受け継がれていると

考えます。今こそその平泉の力、戦いのない平和な社会構築の理念を発信すべきと考えます。

以上の理由から、この請願は平泉町議会において採択すべきと考えます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

反対意見はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

賛成意見は。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

安全保障関連法案の強行採決は憲法違反で、正当性が感じられない法案とって、憤りを感じます。他国の領域で武力行使ができる、まさに戦争を一体としてやろうとしている戦争法案だと私は思います。戦後70年、平和憲法と民主主義を守り続けてきたのであります。

よって、これほど危険な法案は廃止を強く求める願意のとおり、賛成するものでございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

反対意見は先ほどなかったのですが、賛成意見の議員は。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

賛成の意見を申し上げます。

私も紹介議員の一人でございますので、この間、瀬戸内寂聴さんの映像を見ていましたら、93歳の瀬戸内寂聴さんが、病気の後でしたが、歩けないので車椅子で国会議事堂の前に来まして、演説をしております。いい戦争も悪い戦争もないのだと、全て戦争は悪いのだといったような演説をしておりましたが、戦争はまさにそのとおりだと思います。

先ほど高橋幸喜議員のほうから強行採決かどうかというような話がありましたが、違憲かどうかという意見が全然出ませんでしたので、その辺が残念だなと思います。違憲かどうかというのが問題なので、歴代内閣法制局長官、裁判所裁判官、それから自民党代議士でも幹事長を経験している野中広務さん、古賀誠さん、副総理でありました山崎拓さん、そういったような方々が公然と、これは暴走過ぎるのではないかとといったようなことを言っております。この文言にもありますとおり、8割の人がまだ説明が不十分だと、まだこれを採決に持っていくべきではないのではないかとといったようなことを言っておりました。それでもそれを国会で採決したというのは、強行採決以外の何物でもないとは私はそのように解釈いたします。

違憲かどうかというのは、衆議院の憲法審査会というのがあります、その中に3人の学者、自民党の推薦の学者もおりましたね、3人のうち1人が。名前を言ってもいいのですが、その方々がこぞって、これは憲法違反だと断定しているのです。それが最大の憲法違反だということの判断ではないかなというような気がいたしております。

これはなぜ戦争法と言うのだという意見があるわけですが、これは先ほど寺崎敏子議員、升沢博子議員からも言われましたけれども、集団的自衛権というのは、日本に戦争がなくてもほかへ行行って戦争がやれるのだというのを、憲法改正してやればいいですよ。憲法を改正しないで、その解釈でそれができるのだというところが問題だということなのです。

そうすると、今、後方支援だと、こう言っておりますが、後方支援でこういうものがないのではないかなという意見も出ましたが、そうではなくて、全て何でもいいのだというような解釈になっているのです、後方支援、いわゆる兵たんというやつですが。そうすると、そこで自衛隊も今度は鉄砲を撃つことができるというような解釈になっていましたから、攻撃されれば鉄砲を撃つ、こちらもこちらも鉄砲を撃つというような、支援ではなくて戦争そのものになってしまうというような危険性があるということのために、これが戦争法だと、こう言われるのです。ですから、その辺のところを今まではまだ皮一枚できないのだということで、皮一枚で通っておりますが、この皮一枚が剥がれちゃったということで、確実に戦争ができる国になったという解釈になります。そうすると、まさに抜き差しならないような戦争になる。

なぜ抜き差しならないかといいますと、アメリカは常に先制攻撃なのです。ベトナムであれ、イラクであれ、アフガンであれ、先制攻撃なのです。アメリカにイラクから攻撃を受けたことはないです。唯一日本だけが攻撃したと言われておりますが、いずれ攻撃されたことがないのです。ところが、正義のためだ、何のためだと、いろんな文言を並べて先制攻撃をしていると。そして、アメリカの片棒を担ぐのが日本だと。日本は、アメリカ何州だかわかりませんが、そのうちの1つの州だと言われるぐらいに対米従属なのです。アメリカからこれだと言われてノーと言ったためしがないと言われていたのです。ですから、アメリカとともに世界中戦争をしているというのが日本の置かれている立場になってきつつあると、そういうようなことになっておりますから、まさにこれは戦争法、何物でもないということでございます。という意味で、こういう法律はできるだけ早くやめさせたほうがいいと。

安倍総理も、まだ不十分だ、理解が足りないなというのも理解しているのです。ですから、そういう意味ではもう少し、今、参議院を控えているから自衛隊もまだ派遣していないのですが、もう少し経つと、参議院が過ぎると自衛隊を公然と派遣するような格好になるのではないかと、こう言われております。そういう意味で、大変危ない法律でございますから、やるなら憲法改正してやるということが正当なやり方ではないかなと思います。いずれ、今、反対の2,000万署名をしている最中でございますので、みんなでやはりこれを阻止するような格好で運動を展開する必要があるのではないかなというふうに思います。

以上で、私はこの案に賛成をすところでございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

ほかに賛成の意見はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで討論を終わります。

これから請願第4号、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(佐々木雄一君)

起立多数です。

したがって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから請願第5号、私学教育を充実・発展させるための請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、請願第5号は採択することに決定いたしました。

---

議長(佐々木雄一君)

日程第5、北上川治水調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9番(千葉勝男君)

委員会調査の報告を行います。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。



記、1、調査事件、北上川治水事業についてであります。

2、調査の経過、平成24年6月12日から平成27年12月15日まで継続調査してきたところであります。平成24年度地役権設定説明会の開催、平成25年度遊水地小堤については、上流部及び下流部の初期越流堤の開口部除き完成、平成26年度長島水門着手、鈴沢川排水ピット完成など一関遊水地事業の着実な進捗は見られましたが、水害を未然に防止し、安全で安心できる地域社会の実現のため、一刻も早い事業完成と地役権設定に向けて、国や県の関係機関へ働きかけてまいりました。その主な経過は次のとおりであります。この部分については皆様方にお目通しをいただきたいと思っております。裏ページです。

3、調査意見、北上川上流改修一関遊水地事業は、第2遊水地内の小堤工事が開口部を除いて、平成25年度に完成しました。また、管理用通路の整備についてはほぼ完成し、長島水門工事も着手して早期完成を目指し事業が進められることになりました。今後とも、一関遊水地事業の早期完了のための予算確保、地役権の設定、内水排水機場の整備、適切な河川管理等について、引き続き地域住民の熱き思いを町当局と連携して、国や県の関係機関に対して要望していく必要があると考えているところであります。

以上、報告申し上げますが、議員各位にはこの4年間、私のような未熟な者が会長でご迷惑やら色々なことをおかけしたと思っておりますけれども、皆様方には大変なご協力をいただきまして、この4年間を務めることができました。ここで皆様方に御礼を申し上げて、報告といたします。ありがとうございます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった北上川治水調査特別委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、次に進行いたします。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

それでは、閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

よろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第7、議会改革調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

委員会調査報告を申し上げたいと思います。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、調査事件、議会改革調査について。

2、調査の経過、（1）はじめに、平泉町議会は、これまで議会改革について特別委員会で協議し、先進地視察を実施しながら、平泉町議会のあるべき姿を検討してきた。住民の代表機関である議会は、多様な住民意思の反映、専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織、運営のあり方など、議会としての機能を十分発揮できるよう議会改革を推進し調査してきた。平成24年6月12日、議会改革調査特別委員会設置以来、これまでに、特別委員会24回を開催し調査、検討を重ねてきた。その結果、次のとおり決定したので、報告する。

（2）特別委員会の概要、1、特別委員会の名称、議会改革調査特別委員会、2、付議事件、議会改革調査について、3、委員の定数、12名、議員全員でございます。その下の部分に関しては省略をいたします。

（3）の特別委員会設置前の経過、これも省略いたします。

（4）の特別委員会設置後の経過、この升の中の部分に関しては省略させていただきます。1、研修会及び研修視察、先進地議会である石川県津幡町、紫波町、滝沢村などを視察しながら議会基本条例の研究を行ってきた。また、岩手県町村議会議長会の事務局長米田武美氏を招き、4回の研修、1回の町幹部職員と議員との合同研修を行った。最後に、岩手県立大学副学長齋藤俊明氏による、町民を対象にした講演会を開催した。2、素案の作成、議会基本条例、政務活動費の

交付に関する条例、政治倫理条例、その他要綱等、条例の規定する事項や条例の基本構成の検討を行い、素案を法規審査委員会にて審査した。3、素案の報告、本委員会において、条例、要綱を全委員に説明し、承認を得た。4、パブリックコメントの実施、素案に対するパブリックコメントを、平成27年9月1日から9月30日の1カ月間、町ホームページに掲載し実施した。5、議会による町民への議会基本条例案の説明、平成27年10月13日から10月20日まで5カ所で、町民に対して議会基本条例案の説明を行った。6、行政側への対応、青木町長へ平成27年7月13日に今後の進め方について説明し、10月16日に議会基本条例案及びそれに係る条例、要綱等を提出した。7、条例案の作成、報告、議長に議会基本条例案の報告をするとともに、議員全員に条例案の説明を行った。

3、検討結果、別紙「平泉町議会基本条例（案）」その他に係る条例並びに要綱等が承認された。

4、調査意見、平泉町議会における議会改革は、「開かれた議会」「信頼される議会」を目途に調査してきた。その中で、まずは「できることからやっていく」ことではじまった。その過程の中で、議会基本条例策定に着手した。平成24年6月議会での議会改革調査特別委員会設置以来、3年5カ月の間、先進地の視察、町民と議会の懇談会、議員研修、町民を交えた研修会を実施した。その他24回の特別委員会を開催した。この結果、平泉町議会基本条例が策定されたものである。本条例は、議会運営の明文化であり、議員の責務や町民との関係などを明確にし、議会改革への不断の取り組みを誓う、平泉町議会と議員の決意表明でもある。本条例を通して、それぞれの議員が自分たちの議会をどのような議会にしていくか、またどういった議員であるべきかを確認していかなければ町民の負託に応えることができない。平泉町議会は、この条例に定める議会運営のルールを遵守し実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築いていく必要がある。

以上でございます。3年5カ月の間、色々と協議する時間があったわけではありますが、まだまだ足りない部分があったのかとも思います。これからも議会改革をしていかなければならないわけでございます。まずは3年5カ月、皆さんの協力によりまして何とか策定することができました。大変ありがとうございました。また、小委員会の皆様方には、24回の特別委員会のほかに40数回の協議をしております。それに関しまして、この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった議会改革調査特別委員会の委員会調査報告書については議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐々木雄一君）

日程第8、議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正する条例について所要の改正をするものでございます。

今回の改正は、主に平成26年度税制改正に際しまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度において納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするほか、従前の猶予制度について所要の見直しが行われました。これを受けまして、地方税の猶予制度についても、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、国税の改正を踏まえたものになっておりますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については各地域の実情等に応じて条例を定める仕組みとされたことから、町条例の規定を整備するものでございます。

お手元に配付されております平泉町条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。

第8条関係でございます。

1 ページ目の第8条は、徴収猶予に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法について条例で定めるものでございます。

第1項は、災害、盗難、親族が病気または負傷、事業の廃止等の理由により徴収金を一時に納められない場合及び猶予期間の延長の場合、その納付、納入方法について条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内に分割して納付し、または納入させる方法を定めたものでございます。

第2項は、徴収猶予または猶予期間の延長の場合、各納付または納入期限とその期限ごとの金額を定めたものでございます。

第3項については、第2項で定めた分割納付期限または納入期限及びその期限ごとの金額は、やむを得ない理由があると認めるときは変更することができるものと定めたものでございます。

第4項につきましては、第2項により定めた期限及び金額その他必要な事項を猶予または猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならないことを定めたものでございます。

1 ページから2 ページの第5項は、第3項による変更があった場合は、期限及び金額その他必要な事項を変更を受けた者に通知しなければならないことを定めたものでございます。

第9条は、徴収猶予の申請手続を定めたものでございまして、第1項は、徴収猶予の申請書に記載する事項について条例で定めたものでございます。1号は、地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実と一時に納付または納入できない事実の詳細、2号は、徴収金の年度、税

目等の種類、納期限、金額について、3号は、2号のうち猶予を受けようとする金額、4号は、猶予を受けようとする期間、5号は、分割納付または納入を希望するかどうか、分割納付または納入期限ごとの納付または納入金額、6号につきましては、担保に関する規定で、担保の種類、数量、価格等の参考となる事項、特別な事情があるときはその事情をそれぞれ記載することを定めたものです。猶予金額50万円以下または猶予期間が3カ月以内の場合は担保を不要とするところでございます。

2ページから3ページの第2項は、徴収猶予の申請に必要な添付書類を定めたもので、1号は、地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類、2号は、財産目録、資産及び負債の状況を明らかにする書類、3号は、過去1年間の収支実績と申請以降猶予期間の収支見込み、4号は、担保が必要な場合は地方税法施行令により提出すべき書類をそれぞれ添付することを定めたものでございます。

第3項は、納期限から1年経過後に納付または納入金額が確定した場合の徴収猶予の申請の際の記載事項を条例で定めたものでございます。1号は、猶予を申請する事情の詳細、2号は、第1項第2号から第6号まで掲げる事項をそれぞれ記載することを定めたものでございます。

第4項は、納期限が1年経過後に納付または納入金額が確定した場合及び猶予期間の延長の申請に添付する書類は、第2項第2号から第4号までの書類とすると定めたものでございます。

第5項は、猶予期間の延長申請の場合の記載事項を定めるものです。第1号は、徴収金の年度、種類、納期限及び金額、第2号は、猶予金額を納付し、または納入できない理由、第3号は、延長期間、第4号は、第1項第5号及び第6号に掲げる事項について定めたものでございます。

第6項は、災害等による徴収猶予または猶予期間の延長申請の際の添付書類で、町長が提出を困難と認めるときは、第2項第4号に掲げる書類を添付することを定めたものでございます。

第7項は、申請書の訂正、添付書類の訂正もしくは提出を求める場合の提出期限を20日間と定めたものでございます。

第11条は、職権による換価の猶予の手続について定めたものでございます。

第1項は、地方税法により職権による換価の猶予は、事業継続、生活維持困難、猶予することが徴収上有利であり、かつ納税に誠実な意思を有すると認められるとき適用しますが、その納付、納入方法について条例で定める方法は、猶予する期間内で分割して納付または納入させる方法としたものでございます。

第2項は、職権による換価の猶予または延長の場合の納付、納入方法について、徴収猶予の規定を準用することを定めたものでございます。

3ページから4ページの第5項は、職権による換価の猶予または延長の際の提出書類を定めており、第1号は、第9条第2項第2号から第4号まで掲げる書類、第2号は、分割納付または納入させるために必要な書類について定めたものでございます。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手続等について条例で定めたものでございます。

第1項は、申請期間は納期限から6カ月以内とすることを定めたものでございます。

第2項は、換価の猶予または換価の猶予の延長をする場合の条例で定める方法は、猶予する期

間内で分割して納付または納入させる方法とすることを定めたものでございます。

第3項は、申請による換価の猶予の場合の納付、納入方法について、徴収猶予の規定を準用することを定めたものでございます。

第4項は、申請による換価の猶予の申請書に記載する事項を定めたもので、第1号は、事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細を記載することを定めたものでございます。第2号は、第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類の提出を定めたものでございます。第3号は、各納付または納入期限とそれぞれごとの金額の記載をすることを定めたものでございます。

第5項は、申請による換価の猶予の申請書の添付書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類と定めたものでございます。

第6項は、換価の猶予の期限を延長申請する場合に記載する事項を条例で定めたものです。第1号は、第9条第1項第6号に掲げる事項、第2号は、第9条第5項第1号から第3号まで掲げる事項について記載することを定めております。第3号は、第4項第3号に掲げる事項について記載することを定めたものでございます。

第7項は、申請書の訂正、添付書類の訂正もしくは提出を求める場合の提出期限を、条例で20日間と定めたものでございます。

5ページの第13条は、担保を徴する必要がある場合について定めており、猶予金額50万円以下または猶予期間が3カ月以内の場合は担保を不要とするものでございます。

第19条の公示送達については、今回の条例改正に伴う文言の整理でございます。

第26条の町民税の納税義務者等については、今回の条例改正に伴う文言の整理でございます。

6ページをお開きください。

6ページから7ページの平泉町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてでございますが、第2条関係は、平泉町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。本年6月の条例改正で納付書、納入書に法人番号を記載する条例改正を行いました。が、総務省の通知によりまして、納付書、納入書には法人番号を原則記載しないこととされたことに伴いまして、規定を削除するものでございます。また、同規定の削除に伴いまして、法人番号の根拠法令をそれぞれ明記するものでございます。

7ページの附則の施行期日の第1条第4号につきましては、町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削除したことに伴い、当該規定を削るものでございます。

議案書の3ページをお開き願います。

3ページの附則の施行期日、第1条でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであり、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る経過措置についてそれぞれ記載されております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第59号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

---

議長 (佐々木雄一君)

再開いたします。

日程第9、議案第60号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長 (岩渕毅志君)

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、第1条の趣旨にもありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、第2条でございますが、定義といたしまして、本条例で使用します用語の意義を定めようとするもので、第1号では個人情報、第2号では個人番号、第3号では特定個人情報、第4号では個人番号利用事務実施者を、第5号では情報提供ネットワークシステムの意義をそれぞれ定

めようとするものでございます。

次に、第3条でございます。個人番号の利用及び特定個人の情報の提供に関し、町の責務を定めようとするものでございます。

次に、第4条でございますが、個人番号の利用範囲に関し、その利用範囲を定めようとするもので、第1項では、町長または教育委員会が行うその事務の範囲を法第9条第2項で定める別表第2の第2欄に掲げる事務に、第2項では、第1項の事務を処理する際に必要な限度において第4欄に掲げるみずから保有する特定個人情報に、ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りでないまでも、それぞれ定めようとするものでございます。

次に、第5条でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第60号、平泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第10、議案第61号、一関地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。



高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議案書 5 ページをお開き願います。

議案第61号、一関地区広域行政組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

規約の変更協議内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げます。

参考資料 8 ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、保険給付に係る経費についてであります。一般会計からの繰り出し基準は介護保険給付費の12.5%であり、現行規約ではこれを一関市及び平泉町が高齢者人口割10分の1、給付割10分の9の割合により分担金として組合に支出しているところであり。組合の設置から9年が経過いたしまして、この間、藤沢町との合併による関係市町数が減となったほか、介護保険給付費が大幅に増となり、一関市及び平泉町における現行の分担金割合による分担金額と繰り出し基準額との間に乖離が生じていることから、これを是正するため、介護保険給付に係る経費の分担金割合を給付割に変更するものであります。

なお、分担金の算出につきましては、現行の介護保険給付費の前年の12月末日以前1年間における関係市町の給付実績、いわゆる暦年単位を、前々年度における関係市町の給付実績、いわゆる会計年度単位に変更するものであります。

次に、介護保険料の軽減に関する経緯についてであります。介護保険法の改正により、組合では本年4月から組合介護保険条例第5条第1項第1号に掲げる第1号被保険者である65歳以上の方のうち低所得者の介護保険料を軽減しており、この軽減を補う分は消費税及び地方消費税率の引き上げ分を財源といたしまして、国2分の1、県2分の1、市町4分の1を一般会計において負担する制度となっているところであり。軽減を補う分の国県支出金は市町村の軽減額に応じて交付されますことから、組合を構成する一関市及び平泉町が組合に対して分担金を支出するため、介護保険料の軽減に要する経費につきまして分担金の割合を新たに定めるものであります。

議案書 5 ページ裏にお戻りを願います。

表の下から2行目になりますが、介護保険料の軽減に要する経費の分担金について、前々年度における関係市町の軽減実績により算出をしようとするものであります。

附則の経過措置になりますが、平成28年度の分担金にありましては、前々年度の軽減実績がないことから、前年の12月末日現在における一関市及び平泉町の組合介護保険条例第5条第1項第1号に掲げる第1号被保険者数割合によって算出しようとするものであります。

なお、平成27年度の介護保険料の軽減に要する経費の分担金にありましては、現行規約のその他の経費により算出し支出するものであり、介護保険に係る分担金は、いずれも従前どおり支出年度の翌年度に決算に応じて精算するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

新旧対照表によると、保険給付に係る経費、1 番ですね、給付割とあって、数字がなくなっているのだけれども、これは数字がなくもいいものだかなんだか、この割合というのはどうなってくるのだか、どのようにして数字を入れるのか、今までだと10分の9とかという数字が入っているのだけれども、その数字がないというのはどういう意味なのだか、その辺のところをちょっと。

議 長（佐々木雄一君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

数字につきましては、今までは高齢者人口割がありましたので10分の1と入っておりましたが、今回は全く給付割のみということで数字を入れておりません。10分の10という意味合いになります。

議 長（佐々木雄一君）

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

いや、なぜ入らないかというのを聞いているので、入らなくて全然差し支えないものかどうかというのを聞いているので、その辺のところをわかりやすく話してほしい。

議 長（佐々木雄一君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

給付割のみでありますので、それで足りるということでの判断になっております。

議 長（佐々木雄一君）

ほかは変更したのに、ここを変更しなくていいという理由をもう少しわかるように。

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ちょっとこのことかどうかはわかりませんが、いずれもう一度その部分。今までは高齢者人口割が10分の1、それから給付割が10分の9あったのですけれども、ここ数年、人口割といいますか、それを計算してやっていると、人口割を除いた実績というのと乖離が出るというか、町の負担が若干多くなっているという現実が出てきたのです。それで、ほかの市町村の状況も見ますと、人口割と設けていないところもほとんどなもので、広域連合時代からやってきた規約を変えて、給付割、要はいくら使ったか、それ一本だけで負担金の割合を決めましょうということでの今回の改正になっております。

議 長（佐々木雄一君）

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

要は、この数字がなくなったということは、10分の10だから要らないのだと、そういう意味だね。わかりました。そう言ってもらえれば一番わかりやすいので、ただ、それでもって本町の負担金はどうなのですか、高くなるのか低くなるのか、その辺のところ、予想ですね。

議長（佐々木雄一君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

この計算式で計算しますと、ここ9年間では400万程度の差があったということで、今後は安くなると見込まれます。

議長（佐々木雄一君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第61号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第11、議案第62号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、裏のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をいたしますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金66万3,000円の減。

13款国庫支出金2,131万1,000円の減、1項国庫負担金28万5,000円、2項国庫補助金2,159万6,000円の減、この中には観自在王院跡公有化事業補助金2,581万2,000円の減額が含まれております。

14款県支出金1億9万4,000円の減、1項県負担金124万8,000円の減、2項県補助金9,885万5,000円の減、この中には中山間地域等直接支払事業交付金495万6,000円の増額、機構集積協力金（地域集積協力金）9,407万4,000の減額、保全松林緊急保護整備事業補助金412万5,000円の減額が含まれております。3項委託金9,000円。

15款財産収入、2項財産売払収入855万円、これは高館住宅団地一区画分の売払収入でございます。

19款諸収入、4項受託事業収入2,000円。

20款町債、1項町債130万円。

歳入合計1億1,221万6,000円の減。

次に、議案書7ページでございます。

歳出でございます。

2款総務費505万5,000円の減、1項総務管理費764万9,000円の減、これには財政調整基金積立金1,105万1,000円の減額が含まれております。2項徴税費98万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費128万9,000円、4項選挙費16万6,000円、5項統計調査費15万円。

3款民生費249万4,000円、1項社会福祉費251万7,000円の減、これには介護給付費・訓練等給付費490万円の減額が含まれております。2項児童福祉費501万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費104万7,000円。

5款労働費、1項労働諸費4,000円。

6款農林水産業費9,298万6,000円の減、1項農業費8,750万4,000円の減、これには地域集積協力金補助金9,407万4,000円の減額、中山間地域等直接支払交付金731万7,000円の増額が含まれております。2項林業費548万2,000円の減、これには森林病虫害等防除委託料550万円の減額が含まれております。

7款商工費、1項商工費390万円。

8款土木費142万6,000円の減、2項道路橋梁費30万円、4項都市計画費224万8,000円の減、5項住宅費52万2,000円。

9款消防費、1項消防費420万2,000円。

次に、7ページの裏をお開きください。

10款教育費3,089万8,000円の減、1項教育総務費127万5,000円の減、2項小学校費87万4,000円、3項中学校費96万5,000円、4項幼稚園費61万8,000円の減、5項社会教育費3,103万9,000円の減、これには家屋移転補償費2,802万3,000円の減額が含まれております。6項保健体育費19万5,000円。

11款災害復旧費650万2,000円、1項土木施設災害復旧費418万9,000円、これには災害復旧工事費(補助分)402万9,000円の増額が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費231万3,000円。

歳出合計1億1,221万6,000円の減。

次に、議案書8ページをお開きください。

第2表、地方債補正の説明をさせていただきます。

地方債につきましては、追加でございます、起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業。限度額130万円。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行。利率は3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還方法、政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番(高橋幸喜君)

9ページの裏の県支出金の中の農業費補助金の中で機構集積協力金、これが貸し手と借り手の問題だと思うのですけれども、経営転換協力金280万の減額ということで当初予算の約半分、さらには下の集積協力金のほう、これは9,400万、これはまるきり当初予算と同額というか、まるきり手付かずということでこのまま減額になったということで、要するに当初の目的より大幅に、なぜこういうことになったのだから、ちょっとその辺。

議長(佐々木雄一君)

石川農林振興課長。

農林振興課長(石川二三夫君)

まずは、県支出金の農林費県補助金が大幅に補正をしたということの内容でございますが、まずは農地中間管理事業のうちのいわゆる機構集積協力金の補正でございます。これは平成27年度の予算要求段階の話では、実はうちのほうとすれば、この経営転換協力金、そして耕作者集積協力金も含めまして、平成27年度は大体こういった面積でこのぐらいの規模の当初予算では協力金があるものではないかという見込みを立てて予算計上しましたが、今ここでは本年度の実績としまして、例えば経営転換協力金は520万の当初予算を立てたのですが、実際には240万の実績しかなかったなというところですし、逆に耕作者集積協力金は当初30万ぐらいということで見込んでいたのが80万の実績が上がって、今回50万のプラスの実績です。

一番大きい地域集積協力金の9,407万4,000円については、これは当初、遊水地第2地区の圃場についてももしかすると集積協力金がもらえるのではないかという、今年のちょうど今ごろの時

期なのですが、県との相談をして協議をした中では、もしかするともらえる可能性があるということで、これは一関市舞川の第3地区も含めてもらえる可能性があるのだということで予算計上したわけですが、いずれ今年度になりまして、きちんとした集積協力金の要件等を県のほうも国も含めて再検討した結果、やはりもう既に第2、第3地区は集積協力金の要件はやっぱり難しいということで、ちょっとそれは無理だという結論が出まして、今回残念ながら減額という措置をとったというところでございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

歳出の18ページの裏の文化財関係の移転の問題ですが、2,800万ほど、これは1件だと思うのですが、どういう経過だったのだから、ちょっとその辺お知らせ願えればと思います。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

公有化のほうの移転の関係ですけれども、減額の理由としましては、当初予算、これは見積もりで、対象物件の調査というか外観によりまして見積もりを立てるわけなのですけれども、当然登記しているものと登記していないものの物件もございまして、それは外観から判断して見積もっております。実際に事業が進みまして、立ち入りの調査が実際に行われて、正確な額の確定というのが行われるのですけれども、当初住宅として外観でみなしておりました建物が実際に調査したところ下屋であるということが判明しまして、それによって、かなりの面積がありまして、伴いまして、結局建物の補償費であるとか移転費にかかわって額が大きく変動しました。それによつての減額ということになります。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

消防費でございます。16ページ、備品購入費の58万9,000円とそれから委託料でございますか、地域防災計画修正業務委託料と、この部分についてちょっと詳しいご説明をいただきたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、9款消防費の3目消防施設費と5目災害対策費の詳細でございます。

備品購入費の58万9,000円でございますけれども、これにつきましては防災行政無線の各世帯に設置してございます戸別受信機の10台の購入費用ということでございます。

それから、委託料の261万4,000円でございますけれども、これにつきましては地域防災計画が

ございますが、その修正費用ということで、大きな内容については災害時要援護支援者にかかわる部分、それから国・県の上位計画のほうの変更がございますので、それらも含めました内容での修正業務ということのものでございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

委託料のことについては理解したのですが、防災無線の戸別の10台というところなのですが、年々こうやって一戸建てが増えてきていますし、それからかなり無線機も老朽化してきているというところがあって、なかなかわからないでいることがあるので、毎年10台ずつのようですが、もう少し増やして、そして故障しているようなところとか、そういうところの点検とか、そういうふうなところの業務はどうなっているかというのを含めてお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいまのご指摘の問題、私もそのとおり危惧してございまして、今、消防団のほうの各分団長のほうにそれぞれの分団の各世帯を年内に調査していただきまして、戸別の受信機の設置状況、それから感度の状況等を調査してもらうことにしてございます。それらの内容を集めまして、今回まず10台の補正というようなことで提案させていただきましたけれども、設置されていない世帯があればその世帯数については早急に準備しなければならないというふうに思いますので、その台数については今後も予算に盛り込んでいくということでございますし、まずは今回の10台については修理等が必要なものについて対応するための10台というようなことでございまして、いづれ町内全体の内容については今調査中ということで、その調査結果に基づいて対応させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

最後になります。消防団の人たちの調査しているのも、私、先日ですか、回って歩いていることとお見かけしました。それで、消防団もかなり人数も減っていますし、負担もかなり多くなってきているということもやっぱり聞くわけでございます。それで、防災無線で、個々の家庭でも、消防団はもちろんのことですけれども、各家庭にそういう修理とか不具合があったならば総務課何々に申し出てもらえるようにとかというような、消防団だけではなくて、自ら、そういう修理してほしいとか、そういうところの、広報に掲載だったり、それこそ防災無線で各自のことを、うまくちょっと話できないのですが、ご理解していただけるのではないかと、消防団にできるだけ負担のならない、それぞれの家庭で意識を持っていくということも防災意識の中にもあると思いますので、やっぱり広報とか無線を使ったところでの個人に申し出てもらうような方策も必要ではないかというふうに思いますが、いかがでございませうか。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

やり方としてはそういう方法もあるかと思います。いずれ今後につきましては、そういう確認方法もあわせて対応させていただきます。いずれ今回につきましては、消防団員が担当してございます地区の各々の家庭の状況等の活用状況等も踏まえて調査をしていただくというようなことをお願いをしたところでございますので、まずこれを頻繁にやるというようなものではございません。まずは今回は、今まで、昭和8年にたぶん防災行政無線が入ったと思いますけれども、それ以来こういう大規模な調査はしてございませんので、まずはこれで集約した内容をもとに対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

10ページの裏が第1点ということで、一般管理費の委託料ということで、メンタルヘルスチェック業務委託料という形で当初予算のほうにも入っていたと思うのですが、この件につきまして、役場の職員という形で業務をなさっている皆さんのやはりメンタル面ですか、そういったことを、どういうふうな委託料の内容になっているのかということをお伺いしたいのですけれども、やはり職員体制で、国の地方創生の関係とかで色々業務が増えていると思うのですが、そこを含めて職員のメンタル面の管理についてどういうふうな、役場のトップとしてのお考えをお聞かせください。

それから、15ページ、商工費の観光振興費の中の300万、負担金補助及び交付金で音声ガイドペン導入事業補助金という、この内容についてお知らせください。

この2点、お願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まず、メンタルヘルスチェック業務委託料7万4,000円でございますけれども、これについては個々の書き込み調査のための費用でございます。個々からの状況を書き込んでいただいてチェックいたしまして、それを専門の方に内容を判断していただいてアドバイスをいただくというような内容のものの委託料でございます。

あと、個々のメンタルヘルスの状況につきましては、職場内というか、衛生委員会というものを設置してございますので、その中でいずれその委員の方々にその状況等を、課内、その職場内でそういう状況の方がおりますよとか、そういう形の聞き取りをしながら、そういった案件がある場合については個別な形で対応するような形では考えているところでございまして、いずれ常時ケアできるような、いずれ保健センターに行けば保健師等もいますので、もしそういう不安が



ある場合についてはそちらを活用していただきますし、また、あと専門の医師等の対応が必要な場合については、それはそれで別個で医師等の紹介等も含めて対応させていただくというような形でやっているところがございます。

議長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

7 款の商工費の 4 目の観光振興費、音声ガイドペンの導入事業補助金の 300 万円について説明をさせていただきます。

これは今回、一般社団法人平泉観光協会が導入をしようとしているもので、それに対して町のほうで約 2 分の 1 を補助しようとするものです。この音声ガイドペンというものは、ペンの機能がありまして、そのペンは書くのではなくて、それをパンフレットのところに当てますと、外国語で音声聞こえるというものです。対応する言語といたしましては、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の 6 カ国語になります。もちろん日本語も入っておりますが、外国人の方が平泉にお越しいただいたときに、例えば外国人が話せるようなガイドの方も限られておりますので、そのペンを持ってパンフレットを見ながら町内を歩いていただきますと、史跡のいわれとか今までの経過とか詳しい内容が外国語で聞けるというような内容になっております。この整備にあたりましては、来年度、世界遺産登録 5 周年、それから北海道新幹線が開業いたしますので、今回補正ということで早急に対応いたしまして、来年度に外国人観光客をお迎えしたいということから今回整備をするものです。

議長（佐々木雄一君）

2 番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

最初のメンタルの部分なのですが、そこについての効果といいますか、平成 27 年度そういったチェックをしながら体制を整えてきたとは思いますが、そこが次年度まで持ち越さないように職員のそういった管理といいますか、働いていただくと、そういうふうなところを努力していくとは思いますが、そのところのお考えをもう一度お聞かせください。

議長（佐々木雄一君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

職員の安全衛生委員会の委員長は副町長ということになっておりまして、会議はそのときそのときに開いているわけですが、その中でメンタルチェックそのものは、今年度の場合、1 月の集団健診といいますか、その際に行うということにしてございます。それから、やっぱり職員の中にはそういうふうな形になる職員もおりますし、現実には。庁議でも管理職の皆さんに対して職員のそういうような部分、何ていいますか、普段から気にかけていくような話でお願いしているところがございます。なかなかこういうものというのは難しい部分がありますが、課内でそういうような、みんなで目配り気配りを、特に管理職についてはお願いして

いるという話でございまして、例があった場合は職員の衛生委員会で取り上げてやっていくというようにしてございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

まだ質問のある方、ありますか。

昼食時間にはなっていますが、暫時進行させていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行させていただきます。

それでは、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第62号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

午前の答弁で一部訂正の申し出がありますので、発言を許したいと思います。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

午前中の審議の可決をいただきました一般会計補正予算（第4号）の内容に一部訂正箇所がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

議案書の16ページでございます。

16ページの消防費の3目消防施設費の説明欄の防災行政無線の設置の年でございましたけれども、平成8年と言うべきところを、私、昭和というふうに答えたかと思っております。昭和ではなく平成でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（佐々木雄一君）

それでは、日程に入ります。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第12、議案第63号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第63号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書21ページ裏をご覧ください。

まず、第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入、11款諸収入、2項雑入30万円、一般被保険者第三者納付金でございます。

歳入合計30万円。

次に、歳出、9款諸支出金30万円、1項償還金及び還付加算金30万円、過誤納税返還金でございます。

歳出合計30万円。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第63号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第13、議案第64号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書23ページでございます。

議案第64号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、23ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料38万5,000円。

5 款繰入金、1 項基金繰入金1,423万1,000円、駐車場施設整備基金からの繰り入れです。

歳入合計補正額1,461万6,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費1,461万6,000円、これには中尊寺第2駐車場トイレ改修工事費1,834万2,000円、駐車場施設整備基金積立金411万1,000円の減額が含まれております。

歳出合計補正額1,461万6,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

24ページの駐車場整備基金の繰入金の詳細についてと、それから駐車場整備積立金が減額になっていますが、この辺の詳しい説明をしていただきたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

駐車場施設整備基金からの繰り入れということで、現在、駐車場の基金には6,075万9,000円がございます。今回、駐車場の基金を駐車場会計のほうに繰り入れまして、次のページの24ページの裏のところの、今回、第2駐車場のトイレの改修事業を行うために、その経費に充てようとするもので、駐車場の施設整備基金の積立金につきましては、当初積立額を予定しておりましたが、その部分の基金に係る利子を除いて、それ以外のものについては減額をしようとするものです。

議 長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

なければ、進みます。

次に、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第64号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第14、議案第65号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書25ページでございます。

議案第65号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、25ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金277万8,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金312万4,000円の減。

6 款諸収入、2 項雑入38万6,000円。

歳入合計4万円。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費4万円。

歳出合計4万円。

今回の補正は、下水道工事を行った際、その区域にあります土地の所有者よりその面積に応じて受益者分担金をいただくことになっておりますけれども、その分担金につきましては一括納付と5年間10回払いの分割納付というのがございますが、それについては受益者の方々が選べるわけですけれども、当初予算では分割納付の方が多いだろうということで予算計上しておりましたが、今年度は一括納付の方が多かったということで、今回所要の補正を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第65号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第15、議案第66号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書27ページでございます。

議案第66号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

27ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金600万円の減。

4 款繰入金、2 項基金繰入金200万円。

6 款諸収入、1 項雑入2,600万円の減。

歳入合計3,000万円の減。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費、3 項水道事業費3,000万円の減。

歳出合計3,000万円の減。

今回の補正は、一関遊水地事業の舞川地区和田地内の小堤の築堤工事が今年度行われるということで、旧一関北上線ですが、そこに入ってあります配水管の移設工事を今年度予定しておりますけれども、国土交通省の都合によりまして平成28年度以降になったということから、今回所要の補正を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第66号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第16、発議第4号、平泉町議会基本条例を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

発議第4号議案でございますが、提出者を代表いたしまして説明を申し上げたいと思います。

まず、平泉町議会基本条例についてであります。本条例は、議会や議員の活動原則、議員の責務など、議会に関する基本条例を定めるものであります。

ここで議案提出に至るまでの経緯を申し上げたいと思います。

平成24年6月12日、平泉町議会改革調査特別委員会が設置されました。本委員会は現在まで24回にわたり開催し、その間、4度の研修会、1度の町幹部職員と議員との合同研修、また町民を対象にした講演会などを実施してきました。今回の議員発議によって提出しました議案の内容は、これらの結果をもとに策定したものであります。

以上が議案提出に至る経緯であります。

先ほど調査委員会の説明の部分で渡しております資料、皆さんお持ちだと思いますが、別紙の部分であります。その部分を参考にしていただきたいと思います。

次に、提出案の概要について述べたいと思います。

本条例案は、まず前文、そして第10章から成る本文25条で構成されております。

前文は、本条例案の背景と趣旨をうたったものであります。

第1章では、第1条の議決機関としての責任を果たすことと目的とすることを定めたものであります。

第2章の第2条と3条では、議会と議員の活動原則、4条では、議会及び議員の責務を、5条では、通年議会を定めております。通年議会に関しては、定例会の会期を1月から12月までとするものでありまして、別資料として平泉通年議会実施要領に述べられております。それに関してはお目通しをお願いしたいと思います。

第3章、町民と議会の関係では、町民参加及び町民との連携について定めております。第6条で述べられているとおり、議会の町民に対する説明責任、町民が議会の活動に参加できるような措置を講ずるよう定められております。

第4章では、町長と議会との関係が定められており、第7条では、一般質問は一問一答方式で行われ、町長、教育委員長、教育長の3名は反問権が認められるようになりました。第8条では、政策を提案するときの説明を7項目にわたって細かく説明しなければならないことが定められております。また第10条では、町政における議決事項に新たに追加をしたものであります。

第5章では、自由討議による合意形成、本会議において、町長、議員提出議案及び町民提案に関し審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めると定められております。

第6章の政務活動費の交付、公開、報告であります。これに関しましては後ほど説明しますが、月5,000円、年間6万円での政務活動費として定めたものであります。

第7章、議会改革の推進であります。13条には、これからも引き続き議会改革をしていくということで、議会改革推進会議、名称は別になるとは思いますけれども、を設置することになっております。また15条では、議会モニターの設置とのことですが、議会の運営に関し町民からの要望、提言等、意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、民主的な運営を推進することを目的と



するものであります。

第8章、議会と議会事務局の体制整備であります。

第9章ですが、議員の身分・待遇、政治倫理についてであります。21条の議員定数と22条の報酬に関しては、新しい議員に町民としっかりと話し議論を重ねてほしいということで、先送りしたところであります。定数に関しましては、民主的な議決であるべきか、どの程度の定数が適正か、また委員会は果たして適正な数なのか、またこれらの議員報酬は生活費として考えたほうが妥当なのかなど、議員の環境整備を含めて議論していただきたいところであります。政治倫理に関しましては、これは基本条例だけでもいいのではないかという話がありました。あえて条例として設けたものであります。これに関しましても後ほど説明をしていきたいと思っております。

第10章の第25条、継続的検討についてであります。この条例の施行後について述べられております。議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化などを勘案して、継続的な議会運営に係る評価と改善を行うと定めております。

以上が提案の説明でございます。はしょって説明したわけでございますが、この条例に関しましては、議員総意のもとで最後までやり遂げなければならないとの思いがはじめからあったわけですが、最後まで皆さんの協力のおかげで物事を成就することができました。既に実践しておるものもありますが、これから実践していかなければならないものもあります。どうぞ皆さんの賛同をお願い申し上げて、説明といたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、平泉町議会基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第17、発議第5号、平泉町議会政務活動費の交付に関する条例を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

発議第5号、平泉町議会政務活動費の交付に関する条例について説明をいたします。

この条例に関しては、議会基本条例中では第12条としてあります。政務活動費は、平泉町議会の調査研究とその他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員個人に交付するものであります。

第3条におきましては、年間6万円とし、半年ごと2回に分けて3万円ずつ支払われることが定められております。

第4条では、毎年度4月30日にまでに町長に申請し、交付を受けることになっております。

第7条の経費の範囲においては、別表1、これが政務活動費の経費に充てることができるものとして、2項において、別表2の活動経費の経費に充ててはならないものという、分けて説明しております。その資料は後ろのほうに添付されております。

第8条では、収支報告書であります。領収書その他支出を証する書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に届けるとあります。その後、収支報告書の写しを町長に送付しなければならないと定められております。

このように、全12条から成っております。町民からは、月5,000円、年間6万円ではどうも少ないのではないかというお話があったわけですが、まずは少ない金額からと決定したところであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号、平泉町議会政務活動費の交付に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第18、発議第6号、平泉町議会議員政治倫理条例を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

それでは、平泉町議会議員政治倫理条例について説明を申し上げます。

この条例に関しましては、議会基本条例の中では第23条で定められております。その中で、議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないと定められております。

今回、この条例の制定にあたり、基本条例の中だけの規定だけでいいのではないのかというご意見もいただいております。今の世の中は何が起こるかわからないということもございまして、あえて定めたものでございます。

この政治倫理条例は、全部で12条から成っております。

まず、第1条から3条までは、目的、議員の責務、政治倫理基準が定められております。議員としての基本の基本であります議員はどうあるべきかを定めております。

第4条は、町との間の請負に関する定めであります。

第5条から第7条までは、政治倫理条例に抵触しているかどうかの審査の請求、審査会の設置、審査会の審査等であります。

第8条から9条までは、議員の協力及び義務について、そして弁明の機会の保証が定められております。

第10条から11条は、結果の報告並びに審査結果の措置について定めております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号、平泉町議会議員政治倫理条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長(佐々木雄一君)

日程第19、発議第7号、平泉町議会定例会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、高橋幸喜議員。

6番(高橋幸喜君)

発議第7号の平泉町議会定例会条例の一部を改正する条例ということで、提出者は私、高橋幸喜でございます。賛成者は、石川章議員、寺崎敏子議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員でございます。

お手元に配付の新旧対照表によりまして説明したいと、こういうふうに思います。

平泉町議会定例会条例の一部を次のように改正する。

第2条中の「4回」を「1回」に改め、次のただし書きを加えるということで、ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とするということでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長(佐々木雄一君)

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから発議第7号、平泉町議会定例会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第20、発議第8号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

発議第8号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則ということで、提出者は私、高橋幸喜であります。賛成者は、石川章議員、寺崎敏子議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員でございます。

お手元の新旧対照表によって説明したいと、こういうふうに思います。

平泉町議会会議規則の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第14条に次のただし書きを加えるということで、ただし、事情の変更があったと認められるときは、この限りではない。

第50条の次に次の1条を加えるということでございます。第50条の2、質疑終結後、動議があったとき又は議長が必要があると認めたときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。

第63条中「その会期中に」を「議長が定める期間中に」に改めるということでございます。

なお、附則としまして、この規則は平成28年1月1日から施行するというような内容でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第21、発議第9号、専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

専決処分事項の指定についてでございます。

提出者、高橋幸喜、そして賛成者、石川章議員、寺崎敏子議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員でございます。

専決処分事項の指定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出するというようなことでございます。

皆さんのお手元の資料をご覧いただきたいと思います。

専決処分事項の指定について（依頼）でございます。

下記の事項に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分できるものとして指定されるようお願いいたします。

記、1、災害及び突発的な事故により、応急的に必要となる歳入歳出予算の補正に関すること。

2、解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

3、会計年度末における地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金等の確定に伴う歳入歳出予算の補正及び財源更正に関すること。

4、会計年度末における予算について、次に掲げる事項の補正に関すること。

（1）翌年度に繰り越して使用することができる経費。

（2）債務を負担する行為をすることができる事項及び期間並びに限度額。

（3）町債の限度額及び利率。

5、町が加入する一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更等に伴う当該一部事務組合等の規約の変更の協議に関すること。

6、条例の主旨を変更しない範囲の字句の修正に関すること。

7、会計年度末における地方税法の改正に伴う必要な条例の改正をすること。

以上であります。よろしくご審議願います。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから発議第9号、専決処分事項の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

---

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

---

議長 (佐々木雄一君)

再開いたします。

お諮りします。

ただ今、総務教民常任委員長から発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

それでは、追加日程に入らせていただきます。

---

議長 (佐々木雄一君)

追加日程第1、発議第10号、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番、寺崎敏子議員。

5番 (寺崎敏子君)

それでは、発議第10号、提出者、平泉町議会議員、寺崎敏子、賛成者、佐藤孝悟議員、升沢博子議員。

安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

では、読み上げます。

安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）。

憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法案が、強行採決されたことについて抗議するとともに、今国会で成立した安全保障関連法の廃止を強く求める。

理由。去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。

この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声があり、「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動で駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいふべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月17日、岩手県平泉町議会。

よろしくご審議をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）



議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第10号、安全保障関連法案の強行採決に抗議し今国会で成立した安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐々木雄一君）

起立多数です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

追加日程第2、発議第11号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

発議第11号、提出者、平泉町議会議員、寺崎敏子、賛成者、佐藤孝悟議員、升沢博子議員。

私学助成の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

私学助成の充実を求める意見書（案）でございます。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人あたりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望します。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月17日、岩手県平泉町議会。

よろしくご審議をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから発議第11号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

---

議 長 (佐々木雄一君)

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了いたしました。

ご起立願います。

閉会宣言をいたします。

これをもって、平成27年第4回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後 1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄一

署名議員 寺崎 敏子

同 高橋 幸喜